

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年12月7日(火) 14時00分～ 14時30分
2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室
3. 出席委員 (8人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	3番	杉田恒雄
	1番	原 晴美
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男
4. 議事録署名委員の指名
5. 議事日程

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農地移動適正化あっせんの打切りについて
議案第4号	農用地利用集積計画の決定について
報告事項 第1号	農用地利用配分計画の認可について
報告事項 第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	千原 秀樹
主幹・農地係長	石井 良市
主査	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和3年第12回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は8名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、3番 杉田委員、4番 川名委員 をお願いします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1から2ページ、整理番号1から6について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページから2ページ、整理番号1 所在地は 竹原 界ヶ谷 1123 番他 13 筆、登記地目、現況地目、共に田が 4500 m²、登記地目、現況地目、共に畑が 1877 m²、合計 6377 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内八幡にお住いの 69 歳の方、他 1 名共有、譲受人は市内竹原にお住いの 48 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をしておらず耕作できないため、譲り渡します。

譲受人はこれらの農地を取得して、苗木等を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号 2 所在地は 竹原 正光 3206 番他 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 3915 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、整理番号 1 と同じ市内八幡にお住まいの 69 歳の方、他 1 名共有、譲受人は市内北条にお住いの 45 歳の方ですが、実家が竹原にあり、農業を行っている方です。

事由としては、譲渡人は農業をしておらず耕作できないため、譲り渡します。

譲受人はこれらの農地を取得して、水稻を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号3 所在地は 竹原 正光 3205 番1、登記地目、現況地目、共に田で合計 1469 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内八幡にお住まいの70歳の方で、整理番号1の方とご夫婦です。譲受人は整理番号2と同じ市内北条にお住まいの45歳の方です。

事由としては、譲渡人は住まいから遠く耕作できないため、譲り渡します。

譲受人はこれらの農地を取得して、水稻を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号4 所在地は 稲 沼田 775 番、登記地目、現況地目、共に田で 600 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、埼玉県川口市にお住まいの81歳の方他1名共有、譲受人は市内二子にお住まいの76歳の方です。

事由としては、譲渡人は後継者がおらず耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこれらの農地を取得して、水稻及び野菜を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号5 所在地は 沼 谷 609 番1、登記地目、田、現況地目、畑で 614 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、神奈川県厚木市にお住まいの70歳の方、譲受人は市内沼にお住まいの77歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業を行っておらず耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこれらの農地を取得して野菜の栽培を行い農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号6 所在地は 沼 見余 1736 番、登記地目、現況地目、共に畑で 927 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、木更津市にお住まいの84歳の方、譲受人は市内沼にお住まいの77歳の方です。

事由としては、譲渡人は住まいから遠く耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を取得してサツマイモ、菜花等の栽培を行い農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

第2項第5号関係では、下限面積の10a要件については、クリアしており、該当しません

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

議長

説明が終わりました。
質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。
事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の3ページ、整理番号1について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の3ページ、整理番号1 所在地は館山南側797番2、登記地目、現況地目、共に畑で81㎡の所有権移転の案件です。

申請人は市内北条にお住いの40歳と35歳のご夫婦共有です。

転用の事由及び施設は、現在、貸家住まいをしているが、隣接する宅地221.94㎡と併せ、申請地に専用住宅を建て終の棲家としたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供

する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和4年1月15日から工事着手し、令和4年4月15日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

また、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、専用住宅を建設するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、議案番号1から4についてお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地移動適正あっせんの打切りについて」を議題とします。

資料の4ページ、番号64について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の4ページ、番号64 所在地は 神余 陽地 1652 番、登記地目、現況地目、共に畑で 26 m²について、令和2年10月7日の農業委員会総会において、あっせん委員を指名し、集会等において希望者を探しましたが、あっせん委員から「あっせんてんまつ書」が提出され、希

望者は見つからなかったとのことでした。あっせん期間は1年間となっており1年が経過しましたので、打ち切りとしたいと思います。あっせん申出者には、その旨、伝えてあり了承を得ております。この後、打ち切り通知を発送したいと思います。

議長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「打ち切り」としてよろしいか、承認を求めます。

(挙手全員)

「打ち切りとする者全員と認め、「打ち切り」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第4議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料の5ページから7ページ、整理番号1から16について審議します。

主査

それでは、私の方から説明いたします。資料の5ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は、坂井 田代砂 424番 地目は畑で、面積1,196㎡、賃貸借権の設定で、賃料は、20,000円、10a当たり16,722円です。貸付者は見物にお住まいの方、借受者は坂井の方です。設定の期間は令和4年1月1日から令和13年12月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号2 所在地は、水岡 小谷 1386番 地目は田で、面積3,444㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米105kg、10a当たり30kgです。貸付者は水岡にお住まいの方、借受者は安東の方です。設定の期間は令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号3 所在地は、江田 川戸 698番 地目は田で面積3,000㎡、賃貸借権の設定で、賃料は1等米90kg、10a当たり30kgです。貸付者は、江田にお住まいの方、借受者も江田の方です。設定の期間は令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号4 所在地は、正木 大芝 867 番 外3筆 地目は田で、合計面積 11,234 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号5 所在地は、高井 飯喰場 1686 番 外2筆 地目は田で、合計面積 6,515 m²、貸借権の設定で、賃料は米1等米 261 kg、10 a 当たり 40 kgです。貸付者は高井にお住まいの方、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号6 所在地は、高井 荷入 1705 番 地目は田で、面積 2,632 m²、貸借権の設定で、賃料は米1等米 105 kg、10 a 当たり 40 kgです。貸付者は、高井にお住まいの方、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号7 所在地は、高井 青木 1751 番 地目は田で、面積 2,861 m²、貸借権の設定で、賃料は米1等米 114 kg、10 a 当たり 40 kgです。貸付者は高井にお住まいの方、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号8 所在地は、水玉 水玉台 378 番 1 外2筆 地目は田で、合計面積 2,861 m²、貸借権の設定で、賃料は米1等米 240 kg、10 a 当たり 64 kgです。貸付者は菌にお住まいの方、借受者も菌の方です。設定の期間は令和4年1月1日から令和9年12月31日までの6年間で、再設定です。

整理番号9 所在地は、菌 梶路 40 番 1 地目は畑で、面積 600 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は大井にお住まいの方、借受者は菌の方です。設定の期間は令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号10 所在地は、正木 新田 4472 番 地目は田で、面積 2,973 m²、貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 90 kg、10 a 当たり 30 kgです。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和4年1月1日から令和7年12月31日までの4年間で、再設定です。

整理番号11 所在地は、高井 須郷 1650 番 地目は畑で、面積 1,990 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は高井にお住まいの方、借受者も

高井の方です。設定の期間は令和4年1月1日から令和5年12月31日までの1年間で、再設定です。

整理番号 12 所在地は、大網 増野谷 453 番 地目は田で、面積 1,918 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 57.6 kg、10 a 当たり 30 kg です。貸付者は山本にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号 13 所在地は、大網 増野谷 454 番 地目は田で、面積 1,059 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 31.8 kg、10 a 当たり 30 kg です。貸付者は山本にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号 14 所在地は、山本 登鎧 532 番 2 外 4 筆 地目は田で、合計面積 4,071 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 20,000 円、10 a 当たり 4,913 円です。貸付者は北条にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号 15 所在地は、水玉 東門 354 番 1 地目は田で、面積 1,073 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 32.4 kg、10 a 当たり 30 kg です。貸付者は大井にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年1月1日から令和13年12月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号 16 所在地は、水玉 東門 338 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,369 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 130.8 kg、10 a 当たり 30 kg です。貸付者は水玉にお住まいの方 外 3 名、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年1月1日から令和13年12月31日までの10年間で、新規設定です。

以上 16 案件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第1号、「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の8ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主 査

では、引き続き、私の方から説明します。

利用配分計画の認可につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人 千葉県園芸協会が、所有者から借り受けた農地について、令和3年9月の総会で貸借権の設定を行ったものです。

それでは8ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は、湊 作ノ田 518番 地目は畑で、面積1,215㎡を公益社団法人 千葉県園芸協会が八幡にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は6,075円、10a当たり5,000円です。借受者は八幡の法人です。期間は、認可公告日の令和3年11月10日から令和8年9月30日までの約4年11ヵ月です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の9ページ、整理番号1から2について、事務局より説明をお願いします。

主 査

それでは、9ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は、水岡 小谷 1386番 地目は田で面積3,444㎡につづきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、耕作者の機械が故障し、耕作できなくなったためとのことです。

整理番号2 所在地は、沼 谷 609番1 地目は田で面積614㎡につづきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、所有者と売買するためとのことです。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第2号の報告を終わります。

以上で、第12回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

14時30分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 聯田安保

館山市農業委員会委員 杉田恒雄

館山市農業委員会委員 川谷のり